

オーストラリア産 ビーフ

SAFE, HEALTHY AND DELICIOUS



オーストラリアにおける食品の安全性と品質保証

世界最大の牛肉輸出国であるオーストラリアは、現在100カ国以上の市場に牛肉を供給しています。オーストラリアは食品の安全性と完全性、そして品質管理に積極的に取り組み、輸出相手国の要求に応じています。

オーストラリアは、牛海綿状脳症(BSE)や口蹄疫といった牛の主な伝染病の発症がない地域として国際的に認知されています。

その高い品質水準を維持するために、オーストラリアの牛肉業界は政府機関と協力し、製品の完全性を保証する厳しい基準とシステムを開発してきました。このような基準とシステムは、リスク評価と科学的根拠に基づいており、海外市場からの要求に応じています。

オーストラリア政府と食肉業界は、それぞれの代表者によって構成される委員会”SAFEMEAT”を設立しました。全ての牛肉製品が、農場から消費者に届くまで厳しい安全衛生基準をクリアしていることを保証するのがこの委員会の役割です。

オーストラリアの牛肉業界は、世界中でもっとも厳格に管理された食肉産業の一つです。肉牛の飼育段階から、輸送、加工、輸出のサプライチェーン全体を通して、独立した監査システムが構築されています。



下記の経緯により、オーストラリアはBSEを含めTSEの発症がありません。

- | | |
|--|--|
| 1966年 ニュージーランド以外の国からの肉骨粉の輸入を禁止。 | 1999年 特定の哺乳動物由来の飼料を反芻動物に与えることを禁止。 |
| 1988年 英国を含むBSE感染国からの畜牛輸入を禁止。 | 2000年 オーストラリアをBSE発生の確率がもっとも低い国(レベル1)とする認定をEUの科学運営委員会(SSC)が通知。 |
| 1990年 国内の畜牛を対象としたBSE検査を開始。 | 2001年 農務大臣が全ての肉骨粉タンパク質を反芻動物に与えることを禁止する法の制定に同意。世界初の法制化となる。 |
| 1991年 フランスとスイスからの畜牛輸入を禁止。 | 2004年 オーストラリアをBSE発生の確率がもっとも低い国(レベル1)とする認定をEUの欧州食品安全機関(EFSA)が通知。 |
| 1996年 WHOの勧告に基づき、反芻動物組織由来の飼料を反芻動物に与える事を自粛。 | |
| 1997年 法律によりオーストラリアの全州・準州にて上記の飼料を反芻動物に与えることを禁止。 | |
| 1998年 BSE監視に関するOIE(国際獣疫事務局)ガイドラインを採用。監視プログラムは牛及び羊に適用。 | |

疫病と無縁のオーストラリア

オーストラリアが家畜の疫病と無縁であることは国際的にも広く知られています。BSEや口蹄疫に関しては、発症のリスクが最も低い国として最高レベルの認定が与えられています。

畜牛を冒す伝達性海綿状脳症(TSE)であるBSEは、中枢神経系の不治の病です。オーストラリアでは、TSE検出の国際基準を満たす厳しい検疫措置と監視プログラムが実施されています。

1997年、オーストラリアは肉骨粉を反芻動物の飼料として使用することを禁止する法律を制定しました。この法律は2001年に、全ての哺乳動物由来の飼料を反芻動物に与えることを禁止する法律によって補強されました。肉骨粉の給餌は、動物間のTSE感染に関連があるとされています。

オーストラリアにTSEが存在しないことは、1998年に全国TSE監視プログラム(NTSESP)を実施することによって更に強化されています。このプログラムは牛のBSEと羊のスクレイピーの監視に関するOIE(国際獣疫事務局)の国際動物衛生規準に則って開発されたものです。NTSESPは業界と政府が共同で出資する全国規模の統合プログラムで、TSEと似通った症状を持つ牛や羊の特定と検査を行います。



オーストラリアの食肉業界は、TSEのない現状を維持するためには、監視措置の実施が不可欠であると認識しています。これらの措置により、オーストラリアの輸出相手国は今後も安心してTSEのない国・オーストラリアを信頼し続けることができます。

このようなプログラムと厳重な検疫措置により、オーストラリアはEUの科学運営委員会(SSC)からレベル1(BSEが最も起こりえない国)という最高レベルの認定を受けています。オーストラリアは、この最高の格付けを享受する世界でも限られた国の一つです。

品質保証(QA)

オーストラリアの牛肉産業では現在、官民諸機関が共同で開発し、独立した監査を受ける品質保証システムを各セクターで実施しています。

農場および肥育場での品質管理

家畜生産保証制度(LPA)と 全国出荷者証明書(NVD)

オーストラリアの牛肉業界は、食肉の安全性と家畜の品質特性を確認し保証するシステムを開発しました。



全国出荷者証明書(NVD)

家畜生産保証制度(LPA)は、現在食肉業界が実施している食品安全システムを更に強化するために構築された、農場での食品安全認証プログラムです。LPAは生産者に対し、改訂版全国出荷者証明書(NVD)、家畜生産、記録保持の要件などを含むガイドラインを示し、生産者が家畜の食品安全状況を申告し、安全な食品を生産することを促します。独立した監査が行われ、当プログラムの完全性が維持されていることを確認しています。

当畜牛の飼育に責任のあるものとして、当証明書のB欄に記載された情報が真実で正確であること。且つ、全ての質問を読み理解して回答したこと。且つ、説明の注釈を読み理解したこと。且つ、私の管理している間、当該証明書にある畜牛に州・準州の法律に違反する動物性飼料(肉骨粉を含む)を与えていないことを誓います。

署名: _____ 日付: _____ 電話番号: _____

*上記に名前が明記された者のみがこの証明書に署名、または修正することができます。修正した場合には修正箇所にイニシャルを記す。

牛出荷者宣誓

LPAは二段階の認証によって構成されています。第一段階の5つの要素は以下の通りです。

- 農場のリスク評価
- 安全で責任のある家畜の取り扱い
- 飼料用の作物、穀物、牧草の取り扱いと保管方法
- 家畜の出荷準備
- 家畜売買と輸送

LPAの第一段階を支えているのが改訂版NVDです。NVDには農場の所在地、生産者の連絡先、農場識別番号(PIC)、農薬や獣医薬品の使用の有無、給餌履歴、補助飼料の使用などについての情報が記載されます。

キャトルケア

キャトルケアはLPAの第二段階のプログラムで、ISO 9002:1994及びHACCPの原則に則って開発された、牧草飼育牛を対象とした生産段階の品質保証プログラムです。

このプログラムは、食品安全、残留農薬、家畜の健康、飼育方法、動物福祉、出荷準備、売買、輸送といった側面をカバーしています。各生産者の実施するプログラムは第三者によって監査されたのち、登録され、認定後も定期的な監査を受けます。

動物福祉

オーストラリアの動物福祉ガイドラインおよび業務基準は、動物を扱う際の最低基準を、農場、輸送中、家畜市場、加工場の各段階において定めたもので、州法および連邦法によっても支えられています。

全国肥育場認定制度

全国肥育場認定制度(NFAS)は、輸出用の穀物肥育牛を生産する肥育場に義務付けられた品質保証システムです。オーストラリアでは、肉牛を最終的に肥育場で仕上げる穀物肥育牛を多く生産しています。

肥育場は、顧客の規格に応じて一定期間肉牛に肥育飼料を給餌する集約的肥育システムです。

同制度の下、穀物肥育牛の健康管理および生産管理を規定したマニュアルに従って、肥育牛は肥育飼料と水の厳しい管理、獣医処置の厳重な規制と監視、農薬や微量金属の検査などを通して管理されています。

輸出用の穀物肥育牛肉には、認定肥育場で肥育されたことを示す証明書が必要となります。



飼料出荷者証明書

オーストラリアでは更に、飼料出荷者証明書(CVD)制度を開始しました。肉牛生産者および肥育場は、飼料購入の際この証明書の提示を受けなければなりません。飼料生産者は、生産にあたって農薬を使用した場合には、この証明書においてそれらを全て申告しなければなりません。NFASの規則により、肥育場は肥育飼料を購入する際にCVDを確保するか、または独自に飼料に残留物がないことを確認しなくてはなりません。



輸送および家畜市場での品質保証

トラックケア

トラックケアは、動物福祉、肉質、安全性を最大限に確保することを目的とした、任意の家畜輸送品質保証システムです。

全国家畜市場品質保証(NSQA)制度

全国家畜市場品質保証制度の基礎となっているのが、オーストラリア家畜市場の建設と運営に関する全国基準です。同基準は、食品安全、品質、家畜の識別、トレーサビリティといった家畜市場での主要な品質上の問題点および危害に関して規定しています。

加工段階での品質保証

オーストラリアの連邦政府および州政府による包括的な検査と入念な監査および検証プロセスは、この国の管理システムの中核を成すものです。これらシステムの各要素は、それぞれオーストラリアの法律で規制されています。

オーストラリア規格(AS)

輸出向け食肉加工のライセンスを保有する工場は全て、食肉製品の衛生的な生産および輸送のため(AS4696:2002)、世界の最高水準に基づき、ISO 9002:1994に適合したオーストラリア規格(AS)に従って操業しています。さらにオーストラリアでは、1997年より、全ての輸出向け食肉加工場に、HACCPをベースとした品質保証プログラムの実施が義務付けられています。



輸出ライセンスを受けた加工場には、必ず獣医検査官が常駐し以下の検査を行います。

- 毎日、始業前に衛生検査を行う。
- 全生産工程を通して、品質保証・食品安全の観点から監視する。
- 人の食用として適した安全な製品であることを保証するため、と畜前(生体)およびと畜後(枝肉)の検査を行う。

オーストラリア検疫検査局(AQIS)とAQIS衛生証明書

オーストラリアの輸出向け食肉加工場は全て、1982年に制定された輸出管理法に基づいて運営しています。同法の下、輸出向け食肉加工業者に適用される様々な法的要件の枠組みを示すのが輸出向け食肉規定(EMOs)です。

この規定は、加工段階での食肉の取扱いに関するあらゆる側面を網羅した基準です。輸出向け食肉加工場にはオーストラリア検疫検査局(AQIS)から派遣された獣医検査官が常駐し、規定が正しく適用されていることを確認します。AQISは、食肉の衛生と安全性の規制および認証を担当する連邦政府の機関です。

AQIS衛生証明書

食肉の輸出準備が整ったところで、加工場はAQISの衛生証明書を電子的に申請します。同証明書は、輸出向け食肉加工業者が加工した牛肉がAQISの規制に適合し、輸入国の条件を満たしていることを証明するものです。

その他、輸出元、輸入元、加工場に関する情報と、数量などを含む製品概要、コンテナ記号/番号、貨物船/航空機、積載港、陸揚港が記載されています。衛生証明書の内容はAQISの中央データベースに保管されます。

輸送と出荷

カートンに箱詰めされた牛肉は冷蔵コンテナに積み込まれ、AQISの検査を受けて封印されます。コンテナは最終目的地に着くまで開封されることはありません。輸送中も肉質および賞味期限を最大限に維持するため、チルド・ビーフは 0°C ($\pm 1^{\circ}\text{C}$)、フローズン・ビーフは -18°C 以下に設定されます。



微生物検査

オーストラリア規格の基軸である規格適合監視システムを検証するため、AQISは一般大腸菌とサルモネラ菌の監視プログラムを導入しました。同プログラムは、枝肉表面の微生物を監視する全国規模の制度で、輸出用にと畜された家畜の枝肉表面を対象に、一般大腸菌とサルモネラ菌の検査が行われています。



一般大腸菌・サルモネラ菌の検査

検査プログラム

全国残留検査(NRS)はオーストラリア政府が実施するプログラムで、農産物や食用家畜を対象に農薬や獣医薬品の残留及び環境・産業汚染物質を監視するものです。100種類以上にわたる化学物質を対象に検査が行われています。

残留検査の主な目的は、製品に含まれる残留物質の量を検知し、それが国際基準の範囲内であるかどうかを確認することです。基準を越えている場合には、関係当局に警告し、当該製品が市場に出ることを阻止し、是正措置を促します。現在の分析技術を使えば、極めて微量な薬品の検出も可能です。

牛肉のトレーサビリティ

オーストラリアは過去40年にわたり家畜トレーサビリティの分野をリードしてきました。オーストラリアの追跡システムは、全ての牛肉を農場まで素早く追証することが出来ます。同システムはオーストラリアの食肉業界と政府が協力して開発したものです。

家畜のトレーサビリティ

農場識別番号(PIC)

オーストラリアの家畜追跡システムの基礎となるのが農場識別番号(PIC)です。PICは、全国出荷者証明書(NVD)および全国家畜識別制度(NLIS)の基礎ともなるものです。

PICは、1960年代後半に導入された、農場を8桁のアルファベットと数字で識別するシステムです。州政府によって発行され、農場の位置する州と地域、所在地を特定します。

PICは、家畜が農場から出荷される際に付けられるテールタグに記録されています。家畜がと畜場に送られる場合は、同農場から過去に残留農薬が検知されていないかどうかを中央データベースで照合します。



肥育場でのトレーサビリティ

全ての輸出向け穀物肥育牛は、全国肥育場認定制度(NFAS)の規定により、肥育場に導入する際に個別にイヤータグで識別することが義務付けられています。それぞれの肉牛の健康状態や給餌履歴が追跡できるよう、記録を保存しなければなりません。

全国家畜識別制度(NLIS)

全国家畜識別制度(NLIS)は、政府と食肉業界が共同で開発したオーストラリアのトレーサビリティにおける最新のシステムです。同制度は、家畜の「一生」を通して電子タグを取り付けるというもので、PICを含む家畜1頭ごとの情報を、取引の度に生産者または加工業者が無線(RF)技術を使って電子的に記録・送信するものです。この情報は中央データベースに送られ、各個体を農場からと畜された場所まで素早く効率的に追跡することができます。この点が、世界の他のトレーサビリティシステムとNLISの最大の違いです。



加工場でのトレーサビリティ

オーストラリアの輸出向け食肉加工場でのトレーサビリティは、政府の法律によって支えられています。輸出向け食肉規定(EMOs)の下、加工業者は各枝肉とPICを正確に関連させ識別できるトレーサビリティシステムの導入が義務付けられています。

枝肉とPICを結び情報は加工場のデータベースに保存され、家畜が工場に到着してから牛肉製品となって輸出されるまで、加工工程全体を通して追跡することが可能です。

まとめ

オーストラリアの牛肉業界は、安全で、しかもその品質が保証された製品を消費者の皆様にお届けするため、日々努力を重ねています。消費者が安心して常に安全で質の高い牛肉製品を得られることを保証するため、広範な検査や検証制度が実施されています。

オーストラリアはBSEや口蹄疫を含む家畜の疫病が無い国として、世界でも最高の格付けを達成しています。これは、オーストラリアの積極的な疫病管理体制の結果であり、過去40年にわたって開発してきた農場から目的地までの一貫したトレーサビリティの成果です。

オーストラリアは、良き貿易相手国である皆様に、厳しい検査と規制をクリアし、世界で最も安全で信頼できる製品を今後も自信をもってご購入頂けるよう、たゆまぬ努力を続けてまいります。

オーストラリアの食品安全と品質保証プログラム

品質保証

農場

家畜生産保証制度(LPA)

- LPAは二段階で構成され、どちらもHACCPをベースとし、独立した監査を受ける。
- 第一段階は、NVDの内容の検証
NVDは肉牛の食品安全上の履歴を書面で証明するもの。
- 第二段階はキャトルケア・プログラム
キャトルケアは家畜の生産を対象とした品質保証プログラム。

肥育場

全国肥育場認定制度(NFAS)

- 輸出向けの穀物肥育牛は、独立した監査を受けたNFAS認定肥育場で生産される。
- 肥育飼料および水の厳しい安全性検査を含む健康管理および生産管理を実施する。

輸送および家畜市場

トラックケア

- 動物福祉、肉質、安全性を最大限に確保するため、家畜輸送の際に適用されるプログラム。

全国家畜市場品質保証プログラム(NSQA)

- 家畜市場での主要な品質上の問題点・危害を管理するプログラム。

加工場

オーストラリア規格(AS)

- 法律で規定されており、全ての輸出向け食肉加工場が基準を遵守しなければならない。
- 世界の最高水準に基づいており、ISO 9002:1994およびHACCPにも適合している。
- AQISが法遵守を証明する。

AQIS衛生証明書

- 輸出向け業者の加工した食肉がAQISの規制に適合していることを証明する。

微生物検査

- オーストラリア規格適合を検証するため、輸出向け加工場は大腸菌およびサルモネラ菌を検査しなければならない。

検査プログラム

- 全国残留検査(NRS)は、食肉に含まれる農薬、獣医薬品、環境・産業汚染物質を検査するオーストラリア政府が実施するプログラム。

輸送と出荷

- 輸出用のコンテナは全て、AQISの獣医検査官が検査し封印する。
- コンテナは目的地に到着するまで開封されることはない。

トレーサビリティ

家畜

農場識別番号(PIC)とテールタグ・システム

- 各農場は、州政府が発行・管理する8桁のコードで識別されている。
- PICは全国出荷者証明書(NVD)および全国家畜識別制度(NLIS)の基盤。
- 家畜が農場から出荷される前に、PICが記載されたテールタグを付けなければならない。
- PICは中央データベースに送られ、残留物についての照会が行われる。

肥育場でのトレーサビリティ

- 肉牛を肥育場に導入する際に、個別にID番号で識別しなくてはならない。
- 各肉牛の健康状態や給餌履歴を追跡できるよう、記録を保存しなくてはならない。

全国出荷者証明書(NVD)

- NVDにはPICを含む出荷者のデータが記載される。
- 虚偽の申告をした出荷者には罰則が課せられる。
- 家畜生産保証制度(LPA)の下、NVDは独立した監査を受ける。

全国家畜識別制度(NLIS)

- NLISはトレーサビリティに更に確証を与える制度で、2005年に義務化される。
- NVDを併用し、家畜を生まれた農場まで追跡することができる。
- PICの情報を電子的に収集・保管することができる。

加工場

加工場でのトレーサビリティ

- 法律により支えられ、全ての輸出向け食肉加工場で実施されている。
- 加工場は、各枝肉とPICを照合させ、その照合データをデータベースに保存することが義務付けられている。
- 加工場内で、正確にトレースバックが出来なくてはならない。

輸送と出荷

- 全ての輸出向け牛肉製品のコンテナ番号は、AQISの中央データベースに保管されている。



WEBSITES

www.aussiebeef.jp | www.safemeat.com.au

COPYRIGHT Meat & Livestock Australia 2005. All rights reserved.

MLA豪州食肉家畜生産者事業団

105-6112 東京都港区浜松町2-4-1世界貿易センタービル12F Tel: (03) 3435 5785 Fax: (03) 3438 1677

本書はミート・アンド・ライブストック・オーストラリア・リミテッド(MLA) ABN 39 081 678 364 の出版物です。本書に記載された内容の正確性に関しては細心の注意を払っておりますが、記載された内容の正確性や完全性について、MLAは一切の責任を負うものではありません。また、内容につきましては、読者の皆様の調査をもとにご判断いただきますようお願い申し上げます。